

お知らせ『りしり富士』

第715号
令和7年9月3日発行
(編集：企画政策課)

「利尻島における自動車運転免許証の高齢者講習」実施のお知らせ

企画政策課・駕泊駐在所・鬼脇駐在所

10月21日(火)、22日(水)に利尻町交流促進施設どんとにおいて、自動車運転免許証の高齢者講習を下記のとおり実施いたします。それに伴い、旭川運転免許試験場にて受講予約の受付を行っておりますので、受講の対象となる方は下記詳細をご確認の上、お申し込みください。

また、実車指導につきまして、利尻町交流促進施設どんとや利尻町役場周辺で実施しますので、安全面への配慮のため、下記の日時において付近での路上駐車や往来を控えていただきますようお願い致します。

●講習日程 10月21日(火)、10月22日(水)

講習日程	時刻	区分	定員
10月21日(火)	9:00~11:00	実車指導あり	6人
同上	12:30~14:30	実車指導あり	6人
同上	15:00~17:00	実車指導あり	6人
10月22日(水)	9:00~11:00	実車指導あり	6人
同上	12:30~14:30	実車指導あり	6人
同上	15:00~17:00	実車指導あり	3人
同上	15:00~16:00	実車指導なし	3人

実車指導あり ⇒ 普通自動車免許を保有する方で運転技能検査対象者以外の方に対して実施する2時間講習のこと

実車指導なし ⇒ 上記以外の方(例：大型特殊、小型特殊、二輪(原付含む)免許のみ保有の方)に実施する1時間講習のこと

●講習場所

利尻町杓形富士見町 利尻町交流促進施設どんと

講義・運転適性検査器材による指導→利尻町交流促進施設どんと 会議室

実車による指導→利尻町杓形地区一帯

●講習内容

実車指導あり ⇒ 講義、運転適性検査器材による指導、実車による指導

実車指導なし ⇒ 講義、運転適性検査器材による指導

●講習対象者

次の①~③を全て満たす利尻富士町又は利尻町に居住している方

①「高齢者講習のお知らせ」又は「認知機能検査及び高齢者講習のお知らせ」が届いている

②高齢者講習未受講で、上記講習日が運転免許証の有効期限から6ヵ月以内である

③オートマチック車の運転が可能であること ※実車指導ありの方のみ

●受講料(北海道収入証紙 ※現金での受付不可)

実車指導あり 6,600円

実車指導なし 2,950円

●申込方法

旭川運転免許試験場講習係(TEL:0166-50-3110) ※平日の午前9時から午後5時まで

●連絡事項

当日は、運転免許証、お知らせ葉書、北海道収入証紙(受講料)、筆記用具をご持参の上、開始10分までに会場へお集りください。

実車指導ありの方は、運転もありますので、運転できる服装等をお願い致します。

利尻富士町長選挙並びに利尻富士町議会議員選挙の立候補予定者説明会の開催について

利尻富士町選挙管理委員会

令和7年11月24日に任期満了となる利尻富士町長、並びに令和7年11月5日に任期満了となる利尻富士町議会議員の選挙を、来る令和7年10月26日(日)に執行致します。これに伴い、次のとおり立候補予定者説明会を開催いたしますので、お知らせします。

◎利尻富士町長選挙立候補予定者説明会

日時：令和7年9月25日(木) 午後1時30分～
場所：利尻富士町役場 2階大会議室

◎利尻富士町議会議員立候補予定者説明会

日時：令和7年9月25日(木) 午後3時00分～
場所：利尻富士町役場 2階大会議室

お問い合わせ先：選挙管理委員会事務局（役場総務課内 TEL 82-1112）

☆☆

【参考①】選挙運動費用の公費負担制度について

公費負担制度（選挙公営制度）とは

候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に、国または地方公共団体がその費用を負担して選挙運動を行いもしくは選挙を行うにあたり便宜を供与し、または候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

公費負担について

町の条例及び規程で定めるところにより、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用の一部を町が負担します。ただし、供託物没収点に達する得票を得られない場合は、公費負担の対象とはなりません。

【参考：供託物没収点】

選挙区分	供託物没収点
町長選挙	有効投票数÷10
町議会議員選挙	有効投票数÷町の議員定数÷10

※公費は候補者に支払うのではなく、予め候補者と契約した業者等に町が支払います。

※各選挙運動費用の公費負担限度額（作成限度枚数）や所定の届出方法等詳細については、立候補予定者説明会の際にご説明致します。

☆☆

【参考②】町長選挙及び町議会議員選挙における供託金制度について

供託金とは

被選挙人（＝候補者）が公職選挙に出馬する際、選挙管理委員会に対して寄託することが定められている場合に納める金銭もしくは債権などのことです。

供託金は原則として現金または債券で供託することになっており、公職選挙法第92条に基づき、被選挙人は、供託所に供託をしたうえで立候補の届出に際し、供託を証明する書面（供託書正本）を提出することとなっています。（注：事前に最寄りの供託所（法務局）にて選挙供託手続（オンライン、郵送、窓口のいずれかの申請方法）が必要です。）

当選もしくは一定票（供託物没収点）以上の結果を残した場合には、供託金はすべて返還されますが、有効投票総数に対し供託物没収点に達しない場合（下記参考）は没収されます。

没収された供託金は、地方選挙の場合はそれぞれの地方自治体に帰属することとなっていますので、町に帰属することとなります。

【参考：供託金額】

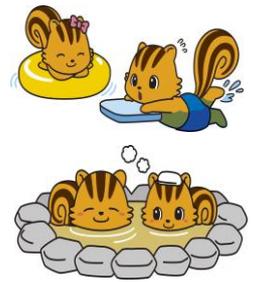
選挙区分	金額	供託物没収点
町長選挙	50万円	有効投票数÷10
町議会議員選挙	15万円	有効投票数÷町の議員定数÷10

敬老週間に係る「利尻富士温泉」・「温泉プール湯泳館」・「北のしーま」の無料開放について

福祉課福祉介護係

令和7年度の敬老週間にあたり、町内に住所を有する70歳以上の高齢者を対象に「利尻富士温泉」・「温泉プール湯泳館」・「北のしーま」を下記の期間無料開放いたします。

- 1 期間 「利尻富士温泉」「温泉プール湯泳館」「北のしーま」
令和7年9月12日（金）から9月14日（日）までの3日間
- 2 対象者 町内に住所を有する70歳以上の高齢者
- 3 その他 「各施設」受付にて「70歳以上」と申出して下さい



令和7年度国勢調査にご協力願います。

企画政策課

国勢調査とは統計法に基づき、日本に住むすべての人・世帯を対象として5年に一度実施する国の最も重要な統計調査となります。

外国人の方も対象であり、すべての世帯に回答する義務があります。

国勢調査は、大正9年（1920年）から行われており、今年で22回目を迎えます。

○どのような調査をするの？

国勢調査では世帯に関する事項・項目を調査いたします。

- ・世帯員に関する事項
男女の別、在学、卒業などの教育状況、従業地又は通学地までの利用交通手段など
- ・世帯に関する項目
世帯の種類、住宅の建て方など

○調査結果はどのように使われるの？

調査結果は国や地方公共団体だけでなく、皆様の身近な生活をよりよくするために幅広く活用されます。

- ・行政上の施策への利用（少子高齢化対策、防災対策、地域活性化など）
- ・各種法令に基づく利用（衆議院選挙区の改定、地方交付税の算定など）
- ・学術研究などへの利用（将来人口、他の統計調査資料の作成など）

○秘密は守られるの？

統計調査員は統計法の規定により守秘義務が課せられており、ご回答いただいた内容は、厳重に管理され、調査以外の目的に利用されることはありません。

○調査対象

令和7年10月1日現在日本国内にふだん住んでいるすべての人及び世帯。

○調査期間

9月20日（土）より調査員が各世帯に順次訪問し、調査票をお配りします。

○インターネットでの回答

9月20日（土）～10月8日（水）まで
パソコンやスマートフォンから回答ができます。手軽に簡単に回答ができ、調査員の回収作業がないので是非ご活用ください。

○調査員による直接回収での回答期間

10月1日（水）～10月8日（水）まで
記入いただいた調査票を国勢調査員が直接受け取りに伺います。

